

立地適正化計画 計画修正の概要について

修正内容

- 1 居住誘導区域、都市機能誘導区域、居住区域に災害危険区域等が含まれているため、その区域を除外する。
 - ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止対策推進法）
 - ・土砂災害警戒区域（土砂災害防止対策推進法）
 - ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）

- 2 第6回区域区分定期見直し（平成31年3月29日県告示）にかかる区域修正
 - ・能登川地区 居住誘導区域（居住区域） 佐生町・佐野町・長勝寺町・神郷町
 - ・八日市地区 居住誘導区域（居住区域） 八日市清水二丁目・小脇町
 - ・市街化区域線の修正

- 3 居住誘導区域の見直し
 - ・沖野三丁目

- 4 八日市地区都市機能誘導区域 誘導施設を追加
 - ・中心市街地活性化事業の推進を図るため、都市機能誘導施設に「大学」を追加する。

- 5 上位計画である都市計画マスタープラン改定（令和2年6月）に伴う表記の修正ほか
 - ・各拠点の地域づくりの目標、方針を修正する。
 - ・施策、目標値等を時点修正する。